

主要農作物種子法に代わる福岡県の独自条例制定を求める意見書（案）

平成 30 年 4 月 1 日、主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が、国会審議を経て廃止されました。

種子法は、戦後の日本で、米や大豆、麦といった主要作物について、優良な種子の安定的な生産と普及を「国が果たすべき役割」と定めた法律で、同法のもと、地域に合った良質な種子が農家に行き渡るよう、各都道府県が責任を持って種子を開発、増殖してきました。これには、地域環境に応じた品種や、よりよい農産物の開発に、公的に取り組んできたという側面もあると言えます。これは、戦中から戦後にかけて食糧難の時代を経験した日本が、食料確保のためには種子が重要であり、国は「国民に食料を供給する責を負う」という使命を持っていたことが思慮できます。

しかし、今回、種子法が廃止されたことで、新たなる品種の開発や、増殖に係る取組みは後退し、優良な種子の生産と農家への供給は不安定となり、強いては国民に、食糧価格上昇という新たな負担を求めることとなるのではないかと危惧する次第です。

一方、種子法の廃止は、「民間の品種開発意欲を阻害する」との趣旨によるもので、国は、民間の活力を最大限に生かして開発・供給する体制を整えることで、資材価格を引き下げ、国際競争力を高めようとする狙いですが、果たしてどうでしょうか。地域の共有財産である種子を民間に委ねた場合、種子の独占や改良品種の特許権による市場支配、優良種子の価格上昇など、様々な問題が発生することも念頭に置かなければなりません。

福岡県では、「福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱（平成 30 年 4 月 1 日）」を制定され、引き続き、優良な種子の安定的な生産及び供給に取り組むという意志を明確にお示しされたことに対しましては、深く敬意を払い、強く賛同いたしているところです。

しかしながら、優良な種子の安定的な生産及び供給を恒久的に取り組むという観点から、要綱のみでは些か不安を拭えません。

つきましては、福岡県農業を後退させることなく、更に前進させるためにも、種子法に代わる県独自の条例を制定され、優良な種子の安定的な生産及び供給を行うことで、農業者や消費者が安心、安全に生活できる体制づくりを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：市民クラブ 】

【 提出先：福岡県知事 】

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）

東京・池袋で 87 歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子 2 人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75 歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点では約 563 万人いる 75 歳以上の運転免許保有者が、2022 年には 100 万人増えて 663 万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は 17 年施行の改正道路交通法で、75 歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、未だ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府におかれでは、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーS）や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」（サポカーS）に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。
- 3 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、
国家公安委員会委員長 】

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書（案）

パリ協定の枠組みの下、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。

こうした中、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）の施行以降、導入量が着実に増加してきている一方、一部の地域では、防災、景観、環境面での地域住民の不安や、FIT 買取期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかとの懸念が生じている。

今後、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入を更に促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けて下記の通り要望する。

記

- 1 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を発電事業者に義務付けるとともに、その具体的な手続きを事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取組を行うこと。
- 2 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
- 3 発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の積立ての仕組みや、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取組を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：経済産業大臣、環境大臣 】